

第 号
年 月 日

様

野田市長

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市重度障がい者等日常生活用具費助成事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

助成番号	第号	助成決定年月日	年月日				
申請者氏名		対象者氏名					
日常生活用具名 (含む形式規模等)		納入業者名					
		納入業者の住所	電話番号				
日常生活用具予定価格	円	取付工事予定額	円	申請者負担額	円	公費助成予定額	円

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。